

令和2年度 第3回介護保険運営協議会 会議録（概要）

1 日 時 令和3年3月22日（月）午後1時15分

2 場 所 三条市役所 2階 大会議室

3 出席状況

(1) 出席委員

田中 吉明会長、佐藤 栄会長職務代理者、小嶋 嘉代子委員、山井 春子委員、
近藤 鉄也委員、眞保 京子委員、遠藤 聡委員、小林 弘美委員、
折原 寛子委員、野村 正人委員、木戸 正史委員（11人）

(2) 欠席委員

安室 久恵委員、石附 克也委員、山崎 治子委員、奥山 賢一委員（4人）

(3) 事務局職員

高齢介護課 課長 土田 泰之、課長補佐 野水 裕晃、
企画調整係長 永井 純子、高齢福祉係長 榎本 孝仁、
高齢福祉係主事 渡辺 萌里、介護認定係長 渡辺 淳子、
介護認定係主任 樋口 美子、介護保険係長 本多 龍子、
地域包括ケア総合推進センター主査 渡邊 哲也、
地域包括ケア総合推進センター主任 渡邊 晃代、
地域包括ケア総合推進センター一般任用主事 高野 圭、
地域包括支援センター嵐北センター長 高井 久恵
地域包括支援センター東センター長 西丸 恵理子
地域包括支援センター栄センター長 小柳 朋子
地域包括支援センター下田管理者 佐藤 真奈美

(4) 傍聴

なし

4 議 事

(1) 協議事項

ア 三条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に対するパブリックコメントと市の考え方について
（野水補佐） 資料1について説明

～意見、質疑～

（近藤委員） 43番のパブリックコメントに対する市の考え方について、認知症に係る調査項目の判断を確認し、勉強会を実施したとあるが、項目よりも調査票の書き方が重要になるのではないかと。一次判定はコンピュータによって判断されるが、その上で介護にかかる手間を評価することで認定が決まる。認定調査員によっては、項目のチェック

のみで、加味すべき手間が探せないことがある。コンピュータでの判断だけでなく、やはり調査票の書き方が大切になってくると考える。

(事務局) 調査票の書き方については、問題意識を持っている。二次判定を行う介護認定審査会においては、一次判定の結果に加えて、認定調査票や主治医意見書の内容をもとに判断をしている。認定調査で聞き取る普段の生活の様子や、介護で苦勞している点といった、調査項目のチェックからは読み取れない介護に関する手間の記載について、分かりやすく十分行うように改めて伝えている。この記載が十分でないと言手間を考慮した上での判断が行われないため、改善していきたい。

(田中会長) 主治医の意見のみでは診察時の様子しか分からないため、認定調査員の意見はとても大切である。43番のパブリックコメントでは、認定率が低いから公平・公正でないと言書かれているが、介護の必要がない人だから非該当になっているとも考えられる。認定率で判断すべき観点ではないのではないのか。

(小嶋委員) 介護認定調査は外部に委託しているのか。

(事務局) 市内等近くにいらっしゃる方については、市の調査員が調査を行っている。県外の施設など訪問が難しいところの方については、当該施設の職員に調査を委託している。現在は、ほとんどが市の調査員による調査である。

(小嶋委員) 認知症について、認知症と思われる方が行方不明になっているという防災無線が時折聞かれる。改めて認知症施策のPRが必要ではないか。また、新型コロナウイルス感染症の関係で、家にこもりがちになって人と接する機会が減少している方がいる。一人暮らしの方などに対し、包括や民生委員などと協力して声掛けをしてほしい。

(事務局) 従来通りの訪問が難しい状況ではあるが、人と会えずに孤独感を抱えている方もいる。声掛けの方法について改めて検討し、見守り体制を強化していきたい。

全員異議なく承認

イ 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)の第5章について(介護保険サービス等の見込み及び介護保険料の算定)

(土田課長) 資料2について説明

～意見、質疑～

(小嶋委員) 介護保険料について、実際に介護サービスを使うとなった場合、支払った保険料のうち、どの程度給付を受けることができるのか。また、そういった話はどこに聞けばよいのか。

(事務局) 被保険者の方に支払っていただいた保険料については、「みんなで支える介護保険」であるため、各個人の支払った額は給付額に影響しない。介護認定の結果などに応じて、負担割合が決まり、1～3割の自己負担分を差し引いて、残りは介護保険料から支払われる。実際に自分の認定状況に基づいたサービス費に関する相談は、市高齢介護課で対応する。また、担当ケアマネージャーや包括支援センターでも一般的な話であれば対応することは可能である。

(近藤委員) 現在は高齢化が進んでいるため、介護事業所が多く作られているが、高齢者数は今後減少傾向に転じると想定されている。現在事業所を増やしているが、今後利用者が減って施設が余ることになるのではないか。そうなった場合の想定はあるのか。認定取り消しなどの対応をすることになるのか。

(事務局) 介護保険施設入所必要者数の推計については、資料2の89ページに記載している。施設が余るようになったから事業所の認定を外すということはしないが、需給の状況を見ながら、新たな認定を行わないといった対応は考えられる。事業所の参入と介護保険の計画を踏まえて、今後の施設整備について考えていきたい。

全員異議なく承認

5 閉 会 午後2時5分